

非違行為防止に向けての取組・相談窓口の設置

私たち教職員は、教職員の不祥事が起こるたびに心を痛めており、一層の自覚をもって職務に当たることが大切と思いを新たにしています。学校職員は、年度の始めに一人一人教職員という自覚を常に持って職務にあたるという誓いを自筆して残し、さらに毎月研修を続けてきています。今後、信頼回復を目指し、さらに研修を深めて参りたいと思います。交通法規の遵守を日常的な意識の一つのバロメーターとしつつ、特に近年続いている、わいせつ行為やいじめ体罰の防止、パワーハラスメント・セクシャルハラスメント防止等には、より意識を高めていきたいと思います。私たち教職員の言動に対し、何か不審な点や確認が必要なが生じた際には、下記の相談窓口もご利用ください。

【東小学校の相談窓口(校内相談窓口)】 電話：22-0105

◆「いじめ体罰防止」「非違行為根絶」相談窓口⇒教頭(職員室)・校長(校長室)

～学校全体のこと、教育活動全般にかかわること、教職員にかかわる相談等～

◆「心や体の悩み」「スクールセクハラ防止」相談窓口⇒養護教諭(保健室/悩み事相談室)

～心や身体、友だち、先生のことで悩みを抱えている相談等～

◆「発達障がい」「個別の支援」相談窓口⇒特別支援教育コーディネーター(あおぞら1/あさかぜ1～3)

～東小学校では全職員で特別支援教育を推進(合理的な配慮や授業のユニバーサルデザイン化等)し、お子さんのニーズに合わせて、いろいろな形や方法・場を用意しています。保護者や地域の方、関係諸機関(行政・福祉・医療・特別支援学校等)とも積極的に連携した支援を行っていきます～

◆「心」の相談窓口⇒心の相談員(相談室)・養護教諭(保健室)・スクールカウンセラー

申込窓口
養護教諭

～不登校や集団不適應、いじめ、友人関係、親子や家庭の問題等様々な心の相談事に幅広く対応～

スクールカウンセラー本校訪問日 5月16日(木) 6月18日(火) 7月16日(火) 9月26日(木)
10月31日(木) 11月14日(木) 12月12日(木) 1月21日(火) 2月18日(火)

【県の相談窓口(校外通報相談窓口)】

<総合相談窓口>

◆ 子ども支援センター 子ども専用ダイヤル：0800-800-8035 (無料)

大人用ダイヤル：026-225-9330

〔月曜日～土曜日 10:00～18:00 (日曜日・祝日・年末年始は休み)〕

<学校教育、いじめ、不登校など>

◆ 学校生活相談センター 電話：0120-0-78310「なやみいおう」(無料) 24時間受付

※感染予防対応及び児童の心のケア等の相談も上記の窓口をご利用ください。

児童に対する「性的行為」の根絶に向けての校内ルールの策定

東小学校では、児童に対する「性的行為」根絶のための取組として、次のような校内ルールを策定しました。児童・保護者の皆様には、ご理解・ご協力をお願いするとともに、お気づきの点・相談等ございましたら、相談窓口(教頭・養護教諭)または校外通報・相談窓口等にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

- (1) 児童と教室や会議室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等はドアを開放したり、複数で相談に応じたりすることを基本とする。やむを得ない場合は、校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- (2) 教室、その他諸室の管理等を適正に行う。
 - ① ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外からも誰かが見えるようする。
 - ② ドアの小窓の設置等が難しい室は、教頭等管理職が管理し、随時使用状況等を確認する。
 - ③ 部屋を一人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や職員室等での保管をする。
- (3) 私的な電話・メール・SNS等によるやり取りはしない。
- (4) 児童の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (5) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童の撮影や録画をしない。
- (6) 性に関する指導にかかわっては、目的を明確にし、内容を検討した上で扱う。
- (7) 教育目的外で児童に性に関わることを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (8) わいせつ行為が疑われる時はもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適正と感じたりする時は、校長等に報告する。
あるいは、校内相談窓口、校外通報・相談窓口に連絡する。
- (9) 非違行為未然防止の職員研修を定期的に行い、注意喚起と相互批正を怠らない。